11月・12月市議会　学童保育室条例改正の質疑原稿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2016.11.30本会議 saeki

第111号議案　加須市立学童保育室条例の一部を改正する条例について伺います。

　現在、市内には学童保育施設が、公設公営16施設、公設民営8施設、民設民営8施設、合計32施設が設置・運営されています。

　これらは、合併前の旧自治体の様々な成り立ちと歴史をたどり、条例で位置づけられていたり、規則または要綱であったり、根拠例規が様々です。

現行の「加須市立学童保育室条例」には、旧3町の7つの学童保育室について、施設及び保育時間、保育料等が定められています。

(騎西学童保育室、種足学童保育室、大利根東学童保育たなばた室、原道学童のぎく室、元和学童保育かえで室、豊野学童保育もみじ室、北川辺東学童保育室)

また、「加須市立放課後児童健全育成事業実施規則」には、旧加須市の12の

健全育成室について、施設及び保育時間、保育料等が定められています。

(加須小学校健全育成室、加須南小学校健全育成室、不動岡小学校健全育成室、三俣小学校健全育成室、礼羽小学校健全育成室、大桑小学校健全育成室、花崎北小学校健全育成室、水深小学校第一健全育成室、水深小学校第二健全育成室、樋遣川小学校健全育成室、志多見小学校健全育成室、大越小学校健全育成室)

　市内では現在、学童保育に希望しても入れない、待機児童が発生しています。また、新年度から対象年齢を小学校６年生まで拡大するための受け皿作りと、指導員の確保が急がれています。また、条例及び規則等の整理・統一は、合併後の課題となっております。

本案は、こうしたことを背景に、「加須市立学童保育室条例」を改正するものと受け止めています。対象施設は、市長部局の財産となっている旧3町の学童保育室に、市長部局の財産として位置づけている、水深小学校地域の３施設を加え、条例の名称及び施設の名称、条文の用語を「学童保育室」から「放課後児童健全育成室」に改め、合わせて定数の見直し、さらに旧３町ごとに若干差異があった保育時間を統一し、保育料の見直しを行っています。

なお、市長は提案理由で、現在規則で定めている、旧加須市の健全育成室の保育料について「本案が可決された場合に合わせて改正させていただく」と述べています。本案によって、指定管理者以外の保育料はすべて改正されることになります。

本案の改正の中で、保護者にとって最も気になる点は「保育料」です。改正によって、いったいどうなるのか、上がるのか、下がるのかと言うことです。これは子育て世帯にとって、最も気になるところです。

よって質疑では、保育料について伺います。

1. まず、階層区分を４階層から７階層に改正しています。その算定基礎について、現行の「所得税額」から「市民税額」に変更しています。その理由をうかがいます。
2. 次に、あらためて、保育料の改正の内容と対象人数について、さらに４段階を７段階にした根拠について説明して下さい。
3. 次に、改正案の「階層区分３、市民税所得割額40,000円」「階層区分４，市民税所得額70,000円」「階層区分５、市民税所得割額140,000円」「開始区分６、市民税所得割額240,000円」は、それぞれ収入換算でどうなるのか、説明を求めます。
4. 次に、この改正によって保護者の負担はどうなるのでしょうか、説明して下さい。
5. 次に、保護者の中には、負担が減る人もいます。これは、経済的負担の軽減から大いに結構なことです。問題は、負担が増える保護者がいることであります。そこで、負担が増える保護者の人数、金額について、階層別に説明を求めます。また、その割合は全体のどの位に当たるのか、説明してください。
6. 次に、保護者の経費は保育料ばかりではありません。おやつ代、延長保育の保育料などがあります。この内容について説明を求めます。

以上、ご答弁をお願いします。

|  |
| --- |
|  |

塩原こども局長の答弁

①市民税所得割額の理由

・「所得税」は国税、

・「市民税」は合理的

・保育所保育料、幼稚園保育料も「市民税」が基準、合わせた

・「市民税」は源泉徴収票の写しが不要、保護者の利便性

②改正内容　4階層→7階層

※指定管理者で運営している学童保育室は除く

　 　　　〈現行〉

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 階 層 区 分 | 保育料 | 人数 | 年間の額 |
| 1 | 生保・市民税課税 | 0 | 117人 | 0 |
| 2 | 所得税非課税・市民税課税 | 2,200円 | 57人 | 150万4,800円 |
| 3 | 所得税75,000円未満 | 4,400円 | 355人 | 1,874万4,000円 |
| 4 | 所得税75,000円以上 | 6,600円 | 398人 | 3,152万1,600円 |
|  | 合　　　計 |  | 927人 | 5,177万0,400円 |

〈改正〉

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 階 層 区 分 | 保育料 | 人数 | 年間の額 |
| 1 | 生保・市民税課税 | 0 | 117人 | 0 |
| 2 | 市民税均等割のみ | 2,000円 | 19人 | 45万6,000円 |
| 3 | 市民税所得割額　40,000円未満 | 3,000円 | 68人 | 244万8,000円 |
| 4 | 〃　　　　70,000円未満 | 4,500円 | 121人 | 653万4,000円 |
| 5 | 〃　　　 140,000円未満 | 5,500円 | 261人 | 1,722万6,000円 |
| 6 | 〃　　 　240,000円未満 | 7,000円 | 224人 | 1,881万6,000円 |
| 7 | 〃　　　 240,000円以上 | 8,000円 | 117人 | 1,123万2,000円 |
|  | 合　　　計 |  | 927人 | 5,671万2,000円 |

　※2人目半額→これは変わらず(126人)

※3人目以降→新たに無料(6人)

　※2017年4月1日から施行

③収入換算にすると

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 階 層 区 分 | 収入換算 | 保育料 | 年間の額 |
| 3 | 市民税所得割額　40,000円未満 | 210万円  ※ワーキングプア | 3,000円 | 244万8,000円 |
| 4 | 〃　　　　70,000円未満 | 360万円  ※ワーキングプアの恐れ・紙一重 | 4,500円 | 653万4,000円 |
| 5 | 〃　　　 140,000円未満 | 530万円 | 5,500円 | 1,722万6,000円 |
| 6 | 〃　　 　240,000円未満 | 690万円  (議員報酬と同じ) | 7,000円 | 1,881万6,000円 |
| 7 | 〃　　　 240,000円以上 | 〃 | 8,000円 | 1,123万2,000円 |

1. 保護者への影響

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 試 算 | 改正前の保育料総額 | 改正後の保育料総額 | 差(負担増) |
| 市 | 4,017万1,000円 | 4,399万7,000円 | 382万6,000円 |
| 佐 伯 | 5,177万　400円 | 5,671万2,000円 | 494万1,600円 |

※市はできるだけ影響を小さく試算。

※佐伯は、全ての子どもが年間利用するものとしてマックスで試算。

1. 負担が増える保護者について

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 階 層 | 対象人数 | 負担が増える人数 | 金 額 |
| 3 | 68人 | 23人 | 22万円 |
| 4 | 121人 | 113人 | 53万円 |
| 5 | 261人 | 185人 | 244万円 |
| 6 | 224人 | 224人 | 178万円 |
| 7 | 117人 | 117人 | 196万円 |
| 合計 | 927人 | 662人 71％ | 694万円 |

※負担が増える人　　→662人(全体の71％)　総額694万円

　 ※負担が減る人　　　→148人(全体の16％)　総額200万円

※負担が変わらない人→117人(全体の13％)

⑥その他の保護者負担について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | １カ月の金額 | 年間 |
| おやつ代 | 月額2,000円 | 24,000円 |
| 延長保育 | 平均 400円  (内訳)  ・1.3.4.7.12月(長期休業日)×500円　＝2,500円  ・8月(夏休み)　　　　　　　 　　 ＝ 1,000円  ・2.5.6.9.10.11月(上記以外)×200円　＝1,200円 | 4,700円 |
| 合　計 | 2,400円 | 28,700円 |

⑦保育料と合わせると1カ月の負担は

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 階 層 区 分 | 保育料 | おやつ代・延長保育 | 1カ月の合計 |
| 1 | 生保・市民税課税 | 0円 |  |  |
| 2 | 市民税均等割のみ | 2,000円 | 2,400円 | 4,400円 |
| 3 | 市民税所得割額　40,000円未満 | 3,000円 | 2,400円 | 5,400円 |
| 4 | 〃　　　　70,000円未満 | 4,500円 | 2,400円 | 6,900円 |
| 5 | 〃　　　 140,000円未満 | 5,500円 | 2,400円 | 7,400円 |
| 6 | 〃　　 　240,000円未満 | 7,000円 | 2,400円 | 9,700円 |
| 7 | 〃　　　 240,000円以上 | 8,000円 | 2,400円 | 10,400円 |

問題点

・負担が増える保護者が662人(71％)、総額690万円

・階層3はワーキングプア、階層4はその恐れのある人

・子育て支援とは、到底言えない。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 階層 | 対象人数 | 負担が増える人 |  |
| 3 | 68人 | 23人 | 収入210万円　ワーキングプア |
| 4 | 121人 | 113人 | 収入360万円　ワーキングプアの恐れ |
| 5 | 261人 | 185人 |  |
| 6 | 224人 | 224人 |  |
| 7 | 117人 | 117人 |  |
| 合計 | 927人 | 662人 |  |

再質疑・市長に聞く

市長は、「日本一子どもを産み育て安いまち」を掲げています。「ひと・まち・しごと創生総合戦略」には、「日本一子どもを産み育てやすいまちづくり」の中で、「子育て家庭への経済的支援の充実」を定めています。

一方、今回の保育料の見直しでは、7割以上もの保護者が負担増となっています。これでは支援どころか、保護者にとって負担増です。

確かに、学童の施設整備や人材確保に向けて努力していることは理解しています。しかし、今回の保育料の見直しにあたっては、不十分な点があると言わざるをえません。

あらためて、市長の保育料見直しに当たっての基本的な考えを伺います。

市長の答弁

待機児童解消と対象を6年まで拡大するため、施設の確保と指導員の確保が必要。事業を安定的・継続するため、保育料を見直した。適切な受益者負担。負担増だけ捉えるのでなく、子育てをトータルとして考える必要がある。

最後に佐伯

待機児童の解消と6年生まで拡大に向け、施設整備、指導体制の見直し、指導員の体制や処遇改善に向け、市が頑張っていることはよく承知している。

しかし、保険料の値上げは問題。適正な受益者負担と言うけれど、ワーキングプアの方、その恐れがある方の負担を増やして適正と言えるのか。一つの仕事だけではなく、いくつもの仕事をかかえている必至で子育てをしている人達。

質疑を通して、今回の保育料の改正で7割以上の保護者が負担増になることが明らかになった。本案は､今後委員会に付託される。本会議での質疑は以上。